令和９度　岩国市保育園等継続利用のあんない

（２号・３号認定用）

継続入園・転園・変更の手続きについて

提出期限　　令和８年 12 月 10 日（木）

提 出 先　　保育園、認定こども園、小規模保育事業所

※　保育園等・・・認可保育園、認定こども園（保育園部分）及び小規模保育事業所を総称するものです。

● 次年度も同じ保育園等を継続して利用したい場合

⇒「保育園等利用（変更）申請書」の継続申請にチェックし、保育園等に提出してください。

● 別の保育園等に転園したい場合

⇒「保育園等利用（変更）申請書」の転園申請にチェックし、保育園等に提出してください。

● 幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）に転園・変更する場合（２号・３号（※生年月日が令和６年４月２日以前の者）から１号に給付認定を変更する場合）

⇒「子どものための教育・保育給付認定（変更・取消）申請書」に１号に変更する旨記載し、「退園届」と併せて保育園等に提出してください。

※転園・変更先の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入園手続きは、直接園と行うこととなります。

※給付認定申請書又は現況届提出後、以下のいずれかに該当する場合は、届出が必要です。

・保育が必要な事由に変更があった場合（転職した場合、勤務時間・職場等が変更になった場合、事由が妊娠・出産、就学、求職等に変更になった場合）
・世帯構成が変わった場合
・同一世帯の他の児童が幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、特別支援学校幼稚部、その他の児童福祉施設に入所又は退所した場合

ご質問等ありましたら、保育幼稚園課までご連絡ください。

岩国市保育幼稚園課　認定・給付班　電話 29-5077